富山県情報公開審査会答申概要(答申第62号)

〇件 名 畜産研究所が申請した軽油免税制度の申請等の部分開示決定処分に

係る審査請求事案

〇開示請求年月日 令和3年4月19日

〇実施機関の決定日 令和3年5月17日

〇実施機関(担当室課) 富山県知事(農林水産部農林水産企画課)

〇決 定 内 容 部分開示決定

〇部 分 開 示 理 由 個人に関する情報であり特定の個人が識別されるため

〇審 査 請 求 年 月 日 令和3年5月27日

〇審 査 請 求 の 内 容 本件処分を取消し、請求に係る公文書の開示を求める

〇諮 問 年 月 日 令和3年7月21日

〇答 申 年 月 日 令和4年3月11日

〇争 点 未公開文書の有無及び実施機関が特定した公文書の妥当性

〇審 査 会 の 判 断

第1 審査会の結論

富山県知事(以下「実施機関」という。)が行った公文書部分開示決定処分(令和3年5月17日付け農総技第31号。以下「本件処分」という。)を取り消し、令和2年5月26日付けで富山県総合県税事務所長に提出した誓約書については開示することが妥当であるため、改めて開示等の決定をすべきである。

第2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、令和3年4月19日付けで、富山県情報公開条例(平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、本件開示請求に対し、条例第11条第1項の規定により本件処分を行った。

ア 特定した公文書

畜産研究所が保有する以下の公文書

- (ア) 免税軽油使用者証交付申請書
- (イ) 誓約書(令和3年2月1日付け)
- (ウ) 免税軽油使用者証(有効期間:平成30年4月1日から平成33年3月31日)
- (エ) 免税証交付申請書(所要数量計算期間:令和3年4月1日から令和3年12月31日)
- (オ) 免税証交付申請書(所要数量計算期間:令和3年1月1日から令和3年3月31日)

- (力) 免税軽油使用者証等返納書
- (キ) 免税軽油の引取り等に係る報告書
- (ク) 標識交付証明書(免税軽油を使用する車両分)

イ 開示をしない部分及び理由

納品書中の担当者名は、特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。

(2) 本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年5月27日付けで、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 審査会の判断の理由

1 本件処分の妥当性

本件審査請求については、令和3年3月31日以前の未開示の申請書類等の有無及び公文書の特定が争点となっている。

(1) 令和3年3月31日以前の未開示の申請書類等について

ア 管理規程について

公文書の保存期間等について、管理規程において次のとおり規定されている。

- (ア)保存期間の種別について、「公文書の保存期間は、永久、10年、5年、3年及び1年 とする」こと(第47条)。
- (イ) 「保存期間の基準は、法令等に定めのあるものを除き、別表第3に定めるとおりと」し(第48条第1項)、「第1項の規定にかかわらず、調査票、届出書等でその内容が印刷物として作成され、又は台帳等に記載されたものの保存期間の基準は、法令等に定めのあるもの又は事務の処理若しくは事業の実施に参考として利用するものを除き、原則として1年とする」こと(同条第3項)。
- (ウ)「室課又は出先機関の長は、当該室課又は出先機関の公文書について前条の保存期間の基準に基づき、公文書の分類ごとにあらかじめ公文書の保存期間を定め」ること(第49条)。
- (エ)「公文書の保存期間は、完結の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算する」こと (第51条)。

イ 申請書類等について

これらの規定に基づき、農林水産総合技術センターにおいては、申請書類等については、軽油引取税免税証の発行のために提出する「届出書等」であり、その内容が軽油引取税免税証という「印刷物」として作成されるものであるから、保存期間を1年と定めているものである。

本件開示請求で非開示とした申請書類等は、税務関係書類であり、税法上の時効との関連性を考慮すれば、本来ならば保存期間は5年とすべきであり、管理規程の規定の解釈上も5年とすることは可能であるところ、農林水産総合技術センターでは保存期間を1年としていたため、既に廃棄されてしまったものである。このことから、本件開示請求

に係る公文書を保有していないことを理由に非開示とした実施機関の判断は、妥当とせ ざるを得ない。

なお、当審査会において、富山県農林水産部農林水産企画課の職員に対し、意見聴取を行ったところ、令和2年5月26日付けで誓約書を県税事務所に提出しており、当該誓約書については畜産研究所において保有しているとのことだった。本件開示請求に対して、当該誓約書を開示しなかったことは妥当ではなく、改めて開示すべきである。

(2) 公文書の特定について

本件開示請求の請求内容は、「畜産研究所が申請した軽油免税制度の申請に関わる一切の資料」であり、実施機関において本件開示請求の対象公文書を前記第2の2の(1)のアのとおり、畜産研究所が保有する資料と特定した。当該案件については、申請書の提出先が同じく富山県の機関である県税事務所であったことから、畜産研究所が保有する資料と限定して特定したことに疑義が生じたものであるが、開示請求書の記載と特定した内容とを照らし合わせると、実施機関が行った公文書の特定は、不適当とまでいうことはできない。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第4 調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

| 年 月 日 | 内容 |
|-------------------------|---|
| 令和3年7月21日 | 実施機関から諮問書を受理 |
| 令和3年12月3日 (第175回審査会) | ・諮問事案の概要説明・審議 |
| 令和4年1月27日 (第176回審査会) | 審査請求人からの意見陳述実施機関からの意見聴取審議 |
| 令和4年2月17日 (第177回審査会) | 審議 |
| 令和4年3月10日 (第179回審査会) | 審議 |
| 令和4年3月11日 | 答申 |

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

| 氏 名 | 現職等 | 備考 |
|---------|-----------------|--------|
| 大 石 貴 之 | 弁護士 | 会長職務代理 |
| 岡 部 紀 子 | 富山県婦人会副会長 | |
| 奥田裕之 | 北日本新聞社論説委員長 | |
| 蟹瀬美和子 | 元富山県社会福祉協議会専務理事 | |
| 竹地潔 | 富山大学経済学部教授 | 会 長 |
| 西岡秀次 | 富山県商工会議所連合会常任理事 | |